

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人山形陸上競技協会（以下「本協会」という。）の団体及び会員の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 登録会員及び登録料

(登録会員)

第2条 本協会の会員になろうとする者は、日本陸連が定める「登録規程」によるほか、次の各項の規定に基づいて本協会に登録するものとする。

- 2 登録会員の居住地又は勤務先所在地は、山形県内に存するものとする。
- 3 登録会員は、定款細則第2条第1項に規定するいずれかの加入団体に所属するものとする。その所属は、審判員、指導者及び競技者等として活動の拠点を置く地域の加入団体とする。
- 4 日本陸連の登録規程に基づき5名以上で登録する団体及びクラブチームは、主たる活動の拠点となる加入団体をとおして登録するものとする。別表第1に規定する登録料の納入も同様とする。

(登録手続き及び登録料)

第3条 登録会員になろうとする者は、別表第1に規定する登録料を添えて、毎年度加入団体へ登録の手続きを行わなければならない。

- 2 年度の中途においても登録することができるものとし、手続きはこの規程による。
- 4 加入団体より日本陸連WEBサイトでの登録申請がなされ、本協会が承認し、登録料の納入がなされた時点をもって日本陸連の登録者となる。

(会員の所属団体間及び加盟団体間の移籍)

第4条 会員が年度の中途において、転勤、結婚又は転居等のため活動の拠点が変ったときは、所属する団体を変更することができる。

- 2 前項により変更しようとするときは、当初の所属団体の承認を経て変更先の所属団体へ申請し、変更先の所属団体の承認を経て、変更先の所属団体が本協会に登録の手続きをするものとする。手続きに必要な様式は別に定める。
- 3 年度の中途で他の加盟団体へ移籍する場合は、日本陸連の規定による。他の加盟団体から本協会に移籍する場合も同様となす。

(会員の個人情報)

第5条 全ての登録会員は、本協会に登録した時点で、次の各号に掲げる事項に関し、氏名、生年、所属団体及び生徒・学生にあっては学年を公開することに同意したものとする。

- (1) 陸上競技会におけるプログラム等への掲載及び競技結果の公表（ホームページでの公開を含む）
 - (2) 強化指定競技者及び本協会を代表して出場する際の選手団の公表（ホームページでの公開を含む）
 - (3) 研修会及び会議等の資料への掲載
 - (4) 前各号のほか、本協会の運営に必要とする事項
- 2 登録及び競技会の申し込み等により得た個人情報は、別に定める個人情報保護規程に基づき適正に管理するものとする。

第7章 罰則

(登録会員に対する罰則)

第7条 登録会員としてふさわしくない行為があると認められる者に対する罰則は、日本陸連の登録会員処分規程及び公認審判員規程によるほか、事案に応じて常務理事会又は理事会において協議する。

(栄章受章者に対する罰則)

第8条 栄章受章者としてふさわしくない行為があったと認める者に対しては、理事会で協議し、注意、又は栄章剥奪等の処分を行う。

第8章 雑則

(補則)

第9条 この規程の改定は、理事会の決議による。

2 この規程の施行に必要な事項は、理事会にて別に定める。

附則1 この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、2019年(平成31年)2月23日一部改定、同年4月1日より適用する。

別表第1 (第3条関係) 登録料

登録者等の区分	登録料(年当り)	備考
(1) 審判資格を有する者	S級 6,000円 A級 5,000円 B級 4,000円	
(2) 上記以外の者	3,000円	
(3) クラブチーム	1チーム10,000円及び(1)又は(2)	
(4) 高校生	1人2,000円	
(5) 中学生	1人1,000円	
(6) マスターズ	別途協議による	
(7) 大学生	日本陸連と日本学連の取り決めによる	